

9月は高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間です

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例】

昨日、留守番をしていたら、「雨どいが壊れていますね。」と業者が訪問してきた。「大雪のせいで壊れたと損害保険会社に言えば保険金が下ります。保険金内でうちの雨どいの修理工事をするので、工事代金は無料で済みますよ。」と言われ、工事の契約をした。業者に言われたとおりに損害保険会社に申請の電話をしたら、「本当に大雪のせいなのか実際に見に行く。」と言われてしまった。本当は経年劣化で壊れたのにうそをついてしまったと不安になった。

事例アドバイス

大雪や台風のせいと申請すれば保険金が下りると勧誘される事例が多く発生しています。その理由による保険金請求は保険金詐欺に該当する恐れがあり、

日本損害保険協会からも注意喚起が出ています。

損害保険会社への申請は取り下げ、雨どい修理工事のクリーニング・オフをするようアドバイスしました。

◎クリーニング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クリーニング・オフをする時は、はがきで通知を出します。書き方は下記をご参照ください。

※店舗での買い物はクリーニング・オフできません。

※テレビショッピングやカタログ通販、ネットショッピングもクリーニング・オフができず、返品に関する記載に従うこととなります。注文の前によく確認しましょう。

消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」をご利用ください。「188泣き寝入り」と覚えてください。

クリーニング・オフはがきの書き方

簡易書留

〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

事業者住所
事業者名
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 株式会社〇〇
(担当者名) △△△

クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 株式会社〇〇
(担当者名) △△△

支払った代金〇〇円を返金し、商品
を引き取ってください

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。

商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。

記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。

はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。

クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。

〇お問い合わせ 産業課 地域産業G ☎ (84) 2582 (直通)